

# 株 式 取 扱 規 定

## 第 一 章 総 則

### (目 的)

- 第1条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、定款第 11 条の規定に基づき、この規定の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という)ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等(以下「証券会社等」という)の定めるところによる。この規定の変更は取締役会の決議による。
2. 当社および当社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、この規定の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

### (株主名簿管理人)

- 第 2 条 当社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は次のとおりとする。

#### 株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 同事務取扱場所

大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

### (請求または届出)

- 第3条 この規定による請求または届出は当社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第 24 条第 1 項に定める場合は、この限りではない。
2. 前項の請求または届出について、代理人より行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を、提出しなければならない。
3. 当社は、第 1 項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
4. 当社は、第 1 項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
5. 当社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第 1 項の請求または届出を受理しない。

## 第 二 章 株主名簿への記載または記録等

### (株主名簿への記載または記録)

- 第 4 条 当社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記録を行う。

2. 当社は、株主名簿に記載または記録される者（以下「株主等」という）の住所の変更の通知  
その他株主名簿記載事項の変更に関する通知（第三章の定めに従ったものでなければならない）  
を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更する。
3. 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

（株主名簿に使用する文字等）

第5条 当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

（新株予約権原簿への記載または記録等）

第6条 新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、  
信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2. 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

### 第 三 章 諸 届

（株主等の住所および氏名または名称の届出）

第7条 株主等は、住所および氏名または名称を当社に届け出なければならない。（届出事項  
に変更があったときにもその旨届出なければならない。以下本章について同じとする。）

2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、  
第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

（外国居住株主等の届出）

第8条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受ける場所  
を定めて、これを届け出なければならない。

2. 常任代理人は、前条1項の株主等に含まれるものとする。
3. 第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただ  
し、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

（法人の代表者）

第9条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出なければなら  
ない。

2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、  
第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

（共有株式の代表者）

第10条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所および氏名または名称を届け  
出なければならない。

2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。ただし、  
第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

（法定代理人）

第11条 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所および氏名または  
名称を届け出なければならない。

2. 前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。  
ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(その他の届出)

第12条 第7条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

2. 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

(新株予約権者の届出事項等)

第13条 当社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については第7条から前条までの規定を準用する。ただし、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

(書面交付請求及び異議申述)

第14条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という)及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

#### 第 四 章 単元未満株式の買取り

(単元未満株式の買取り請求)

第15条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第16条 単元未満株式の買取り請求がなされた場合の買取価格は、前条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とし、同日に同取引所において当会社株式の売買取引がないときは同日の大阪証券取引所の開設する市場における最終価格とする。

2. 買取り請求日に両証券取引所のいずれにおいても売買取引がないときは、その翌日以降、両証券取引所のいずれかにおいて最初になされた売買取引の成立価格とする。ただし、同一日に両証券取引所のいずれにおいても売買取引が成立したときは、東京証券取引所において最初になされた売買取引の成立価格とする。

(買取代金の支払い)

第17条 買取り請求のあった単元未満株式の買取代金は、前条により決定した1株当たりの買取価格に、その請求にかかる株式数を乗じた額とする。

2. 買取り請求のあった単元未満株式の買取代金は、当社が別途定めた場合を除き、前条による買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に買取り請求者に支払う。

3. 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

(買取株式の移転の時期)

第18条 買取り請求を受けた単元未満株式は、前条に定める買取代金につき支払いのための手続を完了した日に、当社の口座に振り替えられるものとする。

## 第 五 章 単元未満株式の買増し

### (買増請求の方法)

第 19 条 単元未満株式を有する株主が、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求(以下「買増請求」という)するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

### (自己株式の残高を超える買増請求)

第 20 条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、当会社の保有する譲渡すべき自己株式を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

### (買増請求の受付停止期間)

第 21 条 当会社は、次の各号に定める日から起算して 10 営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1)3 月 31 日
- (2)9 月 30 日
- (3)その他の株主確定日

2. 前項にかかわらず、当会社または機構が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

### (買増価格の決定)

第 22 条 買増価格は、第 19 条の請求が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格(同日に同取引所において当会社株式の売買取引がないときは同日の大阪証券取引所の開設する市場における最終価格)とする。ただし、同日に両証券取引所のいずれにおいても売買取引がないときは、その翌日以降、両証券取引所のいずれかにおいて最初になされた売買取引の成立価格とし、同一日に両証券取引所のいずれにおいても売買取引が成立したときは、東京証券取引所において最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 買増代金は、前項による買増価格に買増請求株式数を乗じた額とする。

### (買増株式の移転)

第 23 条 買増請求を受けた単元未満株式は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

## 第 六 章 少数株主権等の行使方法

### (少数株主権等の行使方法)

第 24 条 社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という)第 147 条第 4 項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知の申出をしたうえ、記名押印した書面により行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

2. 前項の少数株主権等の行使については、第 3 条第 2 項、第 4 項および第 5 項を適用するものとする。

## 第 七 章 手数料

(手数料)

第 25 条 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

2. 株主等が、証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。